

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）				
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関		
札幌市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	札幌市	<p>高齢者施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、短期入所生活介護事業所、定期巡回事業所、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅療養事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、福祉用具貸与・販売事業所</p> <p>障がい者施設：障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、福祉ホーム、重症心身障がい児者等の受入れを行っている生活介護・短期入所・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、養護学校</p> <p>医療機関：療養型医療機関、精神科医療機関、透析医療機関</p>	法人に直接雇用されている方（事務職員も含む）＋入院患者・入所者等に接触するおそれのある委託職員	個別検体による抗原定量検査及び抗原定性検査	令和3年4月1日～9月30日 ↓ 令和3年7月1日～9月30日	高齢者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型通所介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所）、障がい者施設（障害者支援施設、障害児入所施設）：2週間に1回 その他の施設：月1回	2,132	1,826	157	149	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	<p>【まん延防止等重点措置】 令和3年5月9日～5月15日</p> <p>【緊急事態措置】 令和3年5月16日～6月20日</p> <p>【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月26日</p> <p>【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日</p>	同上	同上	同上	同上	同上	同上

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
宮城県	仙台市を除く宮城県全域	入所型高齢者施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）、障害者入所施設 通所系介護サービス事業所等（通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、単独型短期入所生活介護）、障害児者通所事業所	施設従事者（派遣、委託職員を含む）	抗原定性検査	令和3年4月16日～当面	7月1日から2週間に1回	2,857	2,211	646	—
仙台市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	市全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所 【障害者施設】 障害者支援施設（入所） 【通所系事業所】 ・通所系介護サービス事業所等（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、地域包括支援センター） ・障害福祉サービス事業所等（通所系、就労系、地域活動支援センター、放課後等デイサービス、計画相談支援等）	施設従事者（常勤・非常勤、派遣職員を問わず入居（利用）者と直接接する者を含む）	抗原定性検査	令和3年4月中旬以降～当面の間	おおよそ1週間に1回程度	2,321	1,642	679	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月5日～5月11日、8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月12日 【まん延防止等重点措置】 令和3年9月13日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
福島県	感染拡大地域	高齢者施設等	施設職員等（直接処遇職員、事務職員、委託職員等）	PCR検査	令和3年4月1日～6月30日	感染状況を踏まえながら検討	445	418	27	—
福島市	福島市内	高齢者および障がい者入所施設	上記施設職員（直接処遇職員・事務職員・委託職員など）	唾液検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	期間内に1回	229	139	90	—
群馬県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全市町村（中核市を除く）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び障害児者入所施設等	施設の従事者	抗原定性検査	令和3年4月中旬～6月30日 ↓ 令和3年8月8日～9月12日（予定）	原則として2週間に1回	969	839	130	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月16日～6月13日、8月8日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
前橋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	前橋市内	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、住宅型有料老人ホーム及び障害児者施設等	施設の従事者	抗原定性検査	令和3年5月16日～6月30日 ↓ 令和3年8月8日～9月12日（予定）	原則として2週間に1回	525	253	272	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月16日～6月13日、8月8日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
高崎市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	高崎市	高齢者施設、障害者施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員など）を含む施設職員	抗原定性検査	令和3年5月16日～6月13日（予定・まん延防止等重点措置適用期間） ↓ 令和3年8月8日～9月12日（予定・まん延防止等重点措置及び緊急事態措置適用期間）	2週間に1回程度	718	519	199	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月16日～6月13日、8月8日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）				
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関		
埼玉県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域（政令・中核市を除く）	<p>【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>【障害者施設】 入所系サービス：障害者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、通所系サービス：生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立支援（生活訓練、機能訓練）、短期入所</p>	従事者（事務員、委託職員、派遣職員、運転手なども含む）及び新規入所者	個体检体によるPCR検査	<p>【高齢者施設】 令和3年4月1日～当面の間</p> <p>【障害者施設】 令和3年4月1日～10月30日</p>	<p>【高齢者施設】 週1回又は2週に1回</p> <p>【障害者施設】4月1回、5月以降月2回</p>	4,319	3,419	900	—	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	所沢市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	同上	同上	同上	<p>【まん延防止等重点措置】 令和3年4月28日～8月1日</p> <p>【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日</p>	同上	【精査中】				
さいたま市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	さいたま市内全域	<p>①入所型高齢者施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型事業所）、通所系事業所、訪問系事業所</p> <p>②障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所、生活ホーム、通所系事業所、訪問系事業所</p>	①②ともに、上記施設の従事者（事務職員、委託・派遣職員等を含む）及び新規入所者	PCR検査	令和3年4月下旬～6月30日（予定） ↓ 令和3年7月から当面の間	2週間に1回程度	4,118	3,279	839	—	

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	—	
川越市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	川越市内全域	[障害者（児）施設] 入所系サービス（障害者支援施設、障害者グループホーム） 通所系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練（生活訓練）、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス）	施設従事者（委託・派遣含む）、新規入所者	個別検体によるPCR検査（唾液採取方法）	令和3年4月26日～6月30日（予定） ↓ 令和3年7月1日～8月31日 ↓ 令和3年9月1日～10月31日	2週間に1回程度	140	—	140	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月28日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	—	—	—	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）				
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関		
川口市 ※緊急事態措置を講ずべき区域		<p>【高齢】・特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・介護老人保健施設・短期入所療養介護 ・介護医療院・介護療養型医療施設・特定施設入居者生活介護・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ・通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護</p> <p>【障害】 障害者支援施設等（入所施設、グループホームなど）、障害者通所事業所</p>	施設又は通所系サービス事業所で勤務する従事者の全数若しくは一部（雇用形態は問わず、派遣、委託職員も含む。）	検査キットによるPCR検査（プーリング方式）	<p>【高齢】 令和3年4月1日～9月30日</p> <p>【障害】 令和3年4月12日～6月30日→令和3年7月1日～8月31日→令和3年9月1日～9月30日</p>	月に2回	547	418	129	—	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	<p>【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～8月1日</p> <p>【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日</p>	同上	同上	同上	同上	同上	—
越谷市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	越谷市	<p>【障害】 障がい者入所施設等、障がい者通所施設</p>	障がい者入所施設の従事者及び新規入所者、障がい者通所施設の従事者	個別検体によるPCR検査	<p>【障害】 令和3年4月下旬～6月30日 ↓ 令和3年7月～8月 ↓ 令和3年9月～10月</p>	期間中、1施設4回の検査（予定）	94	—	94	—	

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月28日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	—	
千葉県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域	○入所・居住系サービス 特別養護老人ホーム（地域密着含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助、自立生活援助、救護施設 ○通所系サービス 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援 ○居宅サービス 短期入所生活介護（単独事業所）、短期入所	対象施設職員（事務職員、委託職員、併設事業所等の職員なども含む）	唾液PCR検査	令和3年4月1日～10月31日（救護施設は9月30日）	(1) 週1回 (2) 月1回	6,435	3,200	1,666	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	市川市、松戸市、浦安市 市原市、習志野市（※1） 成田市（※2） 八千代市、鎌ヶ谷市（※3）	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、障害者支援施設、救護施設	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～8月1日、（※1）6月21日～8月1日、（※2）7月2日～8月1日、（※3）7月19日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	概ね5月、6月、7月2回	589	560	29	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
千葉市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	市内全域（千葉市保健所管轄区域）	高齢者入所系・居住系施設、通所系・訪問系事業所および居宅介護支援事業所並びに障害者入所系・居住系施設、通所系・訪問系事業所および計画相談事業所並びに救護施設	対象施設等の全従事者（介護・看護従事者だけでなく、事務、清掃、警備、調理など含む）最大約27,000人（高齢：約23,570人 障害：約3,400人 生活保護：約30人）	個体検体によるPCR検査	令和3年4月1日～9月30日	月1回	2,000	1,380	620	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月28日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	2週に1回程度（適用期間月の月末まで）	同上	同上	同上	—
船橋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	市全域	○高齢者施設 ・入所系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム（サービス付高齢者住宅含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（単独事業所）） ・通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） ○障害者施設 ・入所系サービス（障害者支援施設、共同生活援助、短期入所） ・通所系サービス（生活介護、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援、生活訓練）	介護職員、事務職員等	抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）または個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	月1回	552	387	165	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	2週間に1回程度	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
柏市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	柏市内	《高齢者施設》入所サービス（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム）、通所サービス（短期入所生活介護（単独）、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） 《障害者施設》入所サービス（施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練）、通所サービス（高齢者施設を運営する法人が運営する事業所）	対象施設職員（事務職員、委託職員なども含む）	唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月1日～7月31日	月1回	324	281	43	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設	同上	抗原検査法（簡易キット、鼻腔ぬぐい）による検査	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～6月20日、7月19日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	2週に1回程度	33	33	—	—
東京都 ※緊急事態措置を講ずべき区域	都全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、介護療養型医療施設、有料老人ホーム（※1）、サービス付き高齢者向け住宅（※1）、軽費老人ホーム（※1）、認知症高齢者グループホーム ※1 特定施設入居者生活介護のみ 【障害者（児）施設】 障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、共同生活援助（※2）、救護施設（※2） ※2 5/25付で追加 【医療機関】 精神・療養病床などを有する医療機関	従事者（各施設の判断により直接処遇職員以外を対象とすることも可）	個別検体によるPCR検査等	令和3年4月1日～6月30日	月1回程度 医療機関は週1回を 検討	3,599	2,335	968	296

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日 【緊急事態措置】 令和3年7月12日～9月30日	週1回程度	同上	同上	同上	同上
神奈川県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、居宅介護支援事業所 【障害者（児）施設】 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護（病院）、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	従事者	個別検体によるPCR検査	令和3年4月下旬～6月30日	1週間に1回	17,100	12,349	4,751	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	横浜市、川崎市、相模原市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	【精査中】			

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月28日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	【精査中】			
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月12日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	【精査中】			
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	平塚市、小田原市、秦野市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年6月1日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	【精査中】			
石川県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	金沢市	【高齢者施設等】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 【障害者支援施設等】 障害者支援施設、障害児入所施設、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス 【救護施設】 救護施設 【医療機関】 病院、有床診療所	施設従事者（事務職員、委託職員なども含む）	PCR検査及び抗原定量検査	令和3年5月16日～6月13日 ↓ 令和3年8月2日～8月31日	2週間に1回程度	870	450	350	70

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日、8月2日～9月30日	同上	同上	同上	同上	
岐阜県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域（保健所設置市を除く）	【高齢者施設】 ・居宅介護サービス（訪問、通所、短期入所）、居宅介護支援事業所等 ※地域密着型含む 【障がい者（児）施設】 ・入所系サービス、居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、計画相談事業所等	従事者	唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月8日～11月30日	月に1回程度 期間中各施設3回まで	1,765	1,085	680	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月9日～6月20日、8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	期間中各施設1回程度	1,003	601	402	—
岐阜市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岐阜市全域	【介護保険サービス事業所】 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援（いずれも介護予防含む）、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型） 【障害福祉サービス事業所等】 障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援（障害者、障害児）、障害者支援施設、障害児入所施設	①施設職員のうち利用者と接する職員 ②施設外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員	唾液によるPCR検査	令和3年4月～6月 ↓ 令和3年7月～8月	PCR検査 期間中2回まで	1,040	685	355	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月9日～6月20日、8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	2週間に1回程度	360	237	123	—
愛知県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	愛知県全域 （保健所設置市を除く）	（高齢者施設・事業所） 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、 <u>短期入所生活（療養）介護、通所系事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護</u> 等 （障害者施設・事業所等） 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助（障害者グループホーム）、 <u>短期入所、通所系事業所、救護施設</u> 等 ※下線部分については、7月12日から追加	施設・事業所職員(職種、雇用形態は問わない)	PCR検査	令和3年5月12日～6月30日 ↓ 令和3年7月12日～9月30日	2週間に1回程度	4,001	2,478	1,523	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月8日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）				
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関		
名古屋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	名古屋市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、有料老人ホーム（住宅型のみ）、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所型サービス（第1号通所事業所）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護（障害者施設等） 障害者支援施設、共同生活援助、福祉ホーム、障害児入所施設、救護施設、生活介護、自立訓練（生活）、自立訓練（機能）、宿泊型自立訓練、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所、就労定着支援	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査	令和3年5月10日～6月30日 ↓ 令和3年7月中旬～9月30日	原則、2週に1回程度（希望があれば最大12回（週1回程度）まで）	3,947	2,245	1,702	—	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月20日～5月11日 【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月8日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	同上	同上	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
豊橋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	豊橋市全域	入所、通所、訪問の高齢者施設及び障害者施設	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査	契約・検査実施～ 令和3年7月12日 ↓ 令和3年7月12日 ～8月31日	期間中1人最大4回 まで（月2回程度）	862	457	405	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日 ～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日 ～7月11日、8月 8日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日 ～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
岡崎市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岡崎市内全域	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、養護老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、通所介護、障がい（児）者入所施設、障がい者グループホーム、放課後等デイサービス等	施設従事者	PCR検査、抗原定量検査のいずれか	令和3年5月中旬 ～6月30日 ↓ 令和3年7月中旬 ～8月31日	2週間に1回程度 （最大4回）	495	278	217	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日 ～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日 ～7月11日、8月 8日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日 ～9月30日	週1回程度（期間 中1人最大4回ま で）	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
豊田市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	豊田市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（地域密着型を含む） 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 通所介護（地域密着型を含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、通所型サービス（総合事業のみ） （障害者施設等） 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム、福祉ホーム、短期入所、デイサービス型地域活動支援事業、児童発達支援（医療型含む）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、地域活動支援センターⅢ型、地域生活支援デイサービス、放課後等デイサービス	施設等職員（従事者）全員 約8千人	個別検体によるPCR	令和3年5月12日 ～6月30日 ↓ 令和3年7月12日 ～9月30日	期間中1人最大6回 まで（2週間に1回程度）	425	258	167	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日 ～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日 ～7月11日、8月8日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日 ～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
一宮市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	一宮市全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、通所リハビリテーション（医療みなし除く）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所型サービス（総合事業）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、生活支援ハウス 【障害者施設】 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、宿泊型機能訓練、自立生活援助、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援、児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査（検体プール法を含む）	令和3年5月中旬 ～6月30日 ↓ 令和3年7月12日 ～8月31日	2週間に1回程度 （1人につき最大4回）	491	309	182	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月8日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	同上	同上	同上	—	
三重県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域	障害福祉施設：短期入所、施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、救護施設	施設従事者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員等及び当該施設で業務を行う併設施設の従事者を含む）	唾液を用いたPCR検査	令和3年5月12日～7月31日 ↓ 令和3年9月1日～11月30日	2週間に1回程度	1,293	—	1,293	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年5月12日～6月20日、8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	概ね1週間に1回程度	558	484	74	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
京都府 ※緊急事態措置を講ずべき区域	全府域（京都市を除く）	（入所施設） 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者・児入所施設（通所系事業所） 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス	上記施設・事業所に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む）	PCR検査	令和3年4月下旬～8月31日	（入所施設）4回 （通所系事務所）3回	1,463	809	654	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年9月1日～9月30日	期間中2回	同上	同上	同上	—
京都市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	京都市域	（入所施設） 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護（通所系事務所） 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	・入所者に接触する施設職員（併設事業所の職員も入所者の介護等を行うのであれば検査対象とする。） ・単独で外出することが多いケアハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者（自立及び要支援1・2に限る） ・通所系事業所職員	個別検体によるPCR検査	令和3年4月26日～6月20日（8週間）	感染状況等を踏まえ設定	1,139	1,139	—	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	週に1回程度	同上	同上	—	—
大阪府 ※緊急事態措置を講ずべき区域	府保健所が管轄する地域	【高齢者施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む）、通所介護（地域密着型通所介護含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、短期入所生活介護、短期入所療養介護 【障がい者施設】 障がい者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む）生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型） 【保護施設】 救護施設	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む。常勤・非常勤を問わず。	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月5日～当面の間	2週間に1回	約3,450	約2,100	約1,350	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	—	
大阪市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	大阪市内	【高齢者関係】 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、通所系、訪問系等の介護サービス事業所 【障がい者関係】 障がい者支援施設、障害児入所施設（医療型）、障害児入所施設（福祉型）の全部、共同生活援助、宿泊型自立訓練、療養介護、通所系、訪問系等の障がい福祉サービス事業所及び一部の地域生活支援事業所 【保護施設】 救護施設、更生施設	従事者 ※常勤・非常勤、介護職員・事務職員等を問わず、対象施設・事業所等で勤務するすべての者（入所施設においては調理や清掃を行う受託業者の者を含む）	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月1日～9月30日	・概ね2週間に1回 ・6回まで	約10,570	約7,840	約2,720	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	概ね1週間に1回	161	161	—	—
堺市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	堺市内	【高齢者施設】（7月末で終了） 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ※併設する通所・短期入所サービスを含む 【障がい者施設】 障害者支援施設、共同生活援助事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、福祉ホーム ※併設する通所・短期入所サービスを含む 【保護施設】（7月末で終了） 救護施設 【通所】（高齢者施設は7月末で終了） 高齢者・障害者通所事業所	従事者 ※対象施設内で勤務する職員で、利用者と直接接する、施設内で一定時間業務に従事する等、感染防止対策のため施設が必要と認められる者。（職種や常勤・非常勤の別、施設運営法人との雇用関係の有無は問わない。）	個別検体によるPCR検査又は検体プール検査法によるPCR検査	令和3年4月1日～9月末	2週間に1回	498	—	498	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	—	同上	—
東大阪市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	東大阪市内	【高齢者施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション 【障害者施設】 障害者支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、日中短期入所、地域活動センター（I型・III型）、医療型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービス 【保護施設】 救護施設	従事者 ※利用者と日常的に接する職員（職種は限定せず、委託職員も含む）	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月12日～9月30日	2週間に1回	981	563	418	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
高槻市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	高槻市内	高齢者入所施設、 障がい者入所施設 救護施設 高齢者通所施設 障がい者通所施設	利用者等への直接的な支援を行う従事者（事務職員も含む）	個別検体による検査 ①及び②の併用（①鼻腔ぬぐい液による抗原検査（スクリーニング）②唾液採取によるPCR（①の結果による追加確定検査））	令和3年4月上旬～	1週間に1回	356	276	79	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
枚方市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	枚方市内	【高齢者施設】 ・特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 ・特定施設入居者生活介護事業所・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・養護老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護事業所・通所介護・小規模多機能型居宅介護 ・通所リハビリテーション（みなし、介護医療院を除く）、短期入所生活介護(単独型) 【障害者施設】 ・障害者支援施設・グループホーム・生活介護・短期入所・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）、放課後デイサービス、児童発達支援センター	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月5日～9月末	2週間に1回	590	340	250	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	—	
八尾市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	八尾市内	○高齢者施設 <入所施設> 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 <通所系介護事業所（短期入所系含む）> 通所介護、域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護 ○障がい者施設 <入所施設> 障がい者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム） <通所系障がい福祉サービス等事業所> 生活介護、短期入所、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問、居宅訪問型児童発達支援 ○児童養護施設	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者も含む	PCR検査	令和3年5月～6月30日 ↓ 令和3年7月7日～9月30日	5月、6月は期間内に1回 7月、8月は月2回	542	319	222	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
寝屋川市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	寝屋川市内	高齢者入所施設、高齢者通所施設、障がい者・児入所施設、障がい児通所施設、保育所、幼稚園、小・中学校、子育て支援拠点	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月1日～9月30日	概ね2週間に1度	186	47	31	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～8月1日 【緊急事態措置】 令和3年8月2日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
吹田市	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
兵庫県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域（保健所設置市を除く。）	次の施設を対象とする。ただし、利用者及び従事者がワクチン接種済の施設は対象外。 [入所] ●高齢者：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ●障害者：障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、宿泊型自立訓練 [通所] ●高齢者：通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護 ●障害者：生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	従事者（対象施設またはその併設施設に勤務し、利用者と接する職員を対象とし、直接処遇職員か否かを問わない）	個別検体によるTMA法	令和3年4月から当面の間。期間はワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえ示される国の実施方針を参考に検討	期間内に最低3回検査を実施	3,540	2,088	1,452	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	芦屋・宝塚・伊丹保健所管内	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 芦屋は令和3年4月5日～4月24日、宝塚・伊丹は令和3年4月22日～24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上。ただし、令和3年4月から6月までの間、月2回程度の実施を目指す。	1,713	963	750	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
神戸市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	神戸市全域	(1)高齢入所施設：特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護（グループホーム） (2)障害入所施設：施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助（グループホーム） (3)高齢通所施設：通所介護（デイサービス）、通所リハ、地域密着通所 (4)障害通所施設：生活介護（デイサービス）、短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)、就労移行支援	直接処遇職員	唾液によるPCR検査（プール検査）	令和3年4月1日～当面間	令和3年4月1日以降6月15日まで月1回程度、6月16日以降から2週間1回程度、7月26日から1週間に1回程度のペースで定期的実施	1,606	1,005	601	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
姫路市	市内全域	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者施設入所支援を実施する障害者施設	新規入所者、新規入職者	個別検体（唾液）によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	新規入所及び新規入職の都度	279	238	41	—
尼崎市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	尼崎市	高齢者施設	高齢者施設等の従事者約3,000人	PCR検査（唾液採取・プール法）	令和3年4月1日～6月30日	2週間に1回（順次、一定割合（約15%）の検査を実施）	115	115	—	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上	同上	—	—	
明石市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	明石市内	(1)高齢者施設（入所） ①特別養護老人ホーム、②老人保健施設、③グループホーム、④養護老人ホーム、⑤軽費老人ホーム、⑥有料老人ホーム、⑦サービス付き高齢者向け住宅 (2)高齢者施設（通所・訪問） ①訪問介護、②訪問看護、③定期巡回・随時対応型訪問介護看護、④短期入所生活介護、⑤短期入所療養介護、⑥小規模多機能型居宅介護、⑦複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、⑧通所介護、⑨認知症対応型通所介護、⑩地域密着型通所介護、⑪通所型サービス、⑫居宅介護支援、⑬介護予防支援、⑭訪問入浴介護、⑮訪問リハビリテーション、⑯居宅療養管理指導、⑰通所リハビリテーション、⑱福祉用具貸与、⑲特定福祉用具販売 (3)障害者施設（入所） ①障害者支援施設、②共同生活支援援助、③宿泊型自立訓練 (4)障害者施設（通所・訪問） ①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤計画相談支援、⑥地域移行支援、⑦地域定着支援、⑧短期入所、⑨生活介護、⑩自立訓練（生活訓練）、⑪就労移行支援（一般型）、⑫就労継続支援（A型）、⑬就労継続支援（B型）、⑭就労定着支援、⑮障害児相談支援、⑯保育所等訪問支援、⑰児童発達支援、⑱医療型児童発達支援、⑲放課後等デイサービス、⑳移動支援、㉑重度障害者入院時コミュニケーション、㉒タイムケア、㉓地域活動支援センター	施設従事者	個別検体によるPCR検査又は抗原定性検査	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月1日～7月31日	月1回	778	428	350	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月22日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	2週間に1回程度	同上	同上	同上	—
西宮市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	西宮市	介護事業所、高齢者施設、障害者施設	従事者（事務職員、委託業者職員等、対象事業所に勤務する全ての従事者）	個別検体による抗原定量検査	令和3年4月1日～6月30日	週に1回最大200人に実施	1,652	825	827	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	週に1回最大1000人に実施	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
鳥取県	鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、救護施設、障がい者支援施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする	個別検体によるPCR検査又は抗原定量検査	令和3年4月1日～6月30日	感染状況を踏まえて随時判断	382	361	21	—
島根県	県下各保健所（7カ所）※感染状況を踏まえて随時判断	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、障がい者支援施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする	個別検体によるPCR検査又は抗原定量検査	感染状況を踏まえて随時判断	感染状況を踏まえて随時判断	510	481	29	—
岡山県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	全市町村（岡山市、倉敷市を除く）	<p>【高齢者施設】</p> <p>①施設系（入所型高齢者施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム）</p> <p>②通所系（通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、通所リハ（老健））</p> <p>③訪問系ほか（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ（老健）、居宅介護支援）</p> <p>【障害者施設】</p> <p>障害者支援施設、障害福祉サービス、相談支援、地域活動支援センター</p>	従事者（事務職員、委託職員含む）	PCR	令和3年5月20日～6月30日	週に1回～2回	460	355	105	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月16日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月12日 【まん延防止等重点措置】 令和3年9月13日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
岡山市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岡山市	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護施設、老人ホーム、サービス付高齢者住宅等	上記の従業員（直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする）	簡易検査キットによるスクリーニング検査（陽性となった場合は、当該人を行政検査する。）	令和3年4月30日～6月30日	概ね2週間に一度を4回実施	395	395	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月16日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月12日 【まん延防止等重点措置】 令和3年9月13日～9月30日	同上	同上	同上	—	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
倉敷市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岡山県倉敷市 全域	(1)高齢者施設等 ①施設系…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ②通所系…通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護 (2)障害者施設等 障害者支援施設、共同生活援助	介護等で直接入所者等に接する職員のほか、事務員、給食調理員、清掃員等を対象とする。 常勤・非常勤を問わない。 （委託を含む。）	(1)PCR検査（唾液） (2)抗原（定性）検査（鼻咽頭等）	令和3年5月14日～6月30日	2週間に1回程度（期間中に1人当たり4回の検査を実施）	502	479	23	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月16日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月12日 【まん延防止等重点措置】 令和3年9月13日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
広島県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域	高齢者施設等：特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、障害者入所施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 医療従事者：入院協力医療機関、帰国者接触外来	高齢者施設等：施設に勤務する全職員（事務職員、運転手、非常勤職員、派遣職員、施設内で勤務する委託業者の職員を含む） 医療従事者：施設に勤務する全職員（事務職員等の職員を含み、対象者は医療機関が判断する）	PCR検査、抗原定量検査	介護施設等職員：令和3年4月1日～11月30日 医療従事者：令和3年4月1日～10月31日	2週間に1回程度（月2回）	525	389	86	50

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月16日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年8月20日～8月26日 【緊急事態措置】 令和3年8月27日～9月30日	週1回（6月末まで）	同上	同上	同上	同上
山口県	○6市（感染拡大地域：岩国市、周南市、山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市） ○6市以外の市町（6市以外の13市町）	介護保険施設特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、介護療養型医療施設、介護医療院 障害者福祉施設障害者支援施設（入所施設）、共同生活支援事業所、自立訓練事業所（宿泊型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 医療機関精神科入院医療機関、療養型入院医療機関	施設従事者※施設に勤務する事務職員、給食職員、運転職員などを含む	唾液採取によるPCR検査（プール法含む）※民間検査機関を活用予定（業務委託）	令和3年4月1日～6月30日	計画期間中1施設あたり、1回	454	288	101	65
下関市	下関市	ア 高齢者関係施設 軽費老人ホーム、生活支援ハウス、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 イ 介護関係施設 特定施設入居者生活介護施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型介護老人福祉施設 ウ 障害者関係施設 障害者支援施設、共同生活援助施設、宿泊型自立訓練施設 エ 生活支援施設 無料低額宿泊所、救護施設	直接処遇職員以外の事務職員、調理職員、運転職員等も対象とする	PCR検査	令和3年5月19日～7月31日	1施設につき、1箇月に1回実施（最大2回まで実施）	220	194	24	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
徳島県	県内全域 ※まん延等重点措置を講ずべき区域	<p><高齢者施設> 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、通所介護事業所</p> <p><障がい者施設> 障がい者支援施設、共同生活援助、障がい児入所施設、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所</p>	施設従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員・委託職員など）を含む	唾液によるPCR検査（個別又はプール法）	令和3年7月1日～	感染状況に応じ、随時判断	1,419	895	524	—
香川県	香川県全域（高松市を除く）	<p>1. 高齢者施設 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>2. 障害者施設 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、救護施設</p>	業務を通じて入所系施設の入所者に感染させるリスクのある職員で無症状の方 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護の従事者が対象(※)(利用者は、対象外) ※業務を通じて入所者に感染させるリスクのある従業者のうち、無症状の方	唾液を用いたPCR検査	<p>高齢者：令和3年3月29日～4月23日、5月17日～6月4日</p> <p>障害：令和3年4月17日～6月4日</p>	各期間中1回ずつ計2回	376	340	36	—
高松市	高松市	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護、小規模多機能型居宅介護障害者支援施設、共同生活援助、療養介護	業務を通じて入所者に感染させるリスクのある職員で、無症状の方 ※上記に該当する場合、直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする。 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護の従事者が対象(※)(利用者は、対象外) ※業務を通じて入所者に感染させるリスクのある従業者のうち、無症状の方	唾液を用いたPCR検査（自己採取）	令和3年4月19日～7月31日	期間中に4回まで（検査の間隔は各施設の任意）	307	275	32	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
愛媛県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	松山市	特別養護老人ホーム、障がい者入所施設	対象施設の職員	鼻腔採取によるTMA検査	令和3年4月12日～6月30日 ↓ 令和3年8月20日～9月12日	1回（2回目以降の検査の実施については、1回目の検査結果の状況に応じ適宜実施）	64	48	16	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月25日～5月22日、8月20日～9月12日	同上	同上	同上	同上	—
高知県	人口10万人あたりの直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上となった保健所圏域	入所型の高齢者施設、障害者施設、医療機関(有床)	以下に掲げる者のうち、クラスター対策のために検査を行うことが必要であると施設の管理者が判断する者 ・直接入所者に接する可能性のある職員 ・外部と接触のある新規入所者 (職員には事務職員も含む。具体的な範囲は、業務内容、十分な感染対策がとれるかなどを総合的に勘案し、施設の管理者において対象者の範囲を判断すること。)	当該保健所や施設管理者等と協議をしたうえで、民間検査機関に委託して、PCR検査(個別又はプール検査)又は抗原定量検査を実施する。	令和3年4月1日～6月30日	・各保健所圏域で、人口10万人あたりの直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上となった日(基準日)の翌日から起算して2週間以内に管内の対象施設の対象者に1回の検査を実施する。 ・基準日の翌日から起算して14日を経過した日において、直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上の場合についても同じ取扱いとする。	707	428	88	191

(注) 令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
福岡県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	保健所設置市（北九州市、福岡市、久留米市）を除く、県内全域	<p><高齢者施設> 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p><障がい者施設> 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、短期入所</p>	施設入所者と接する業務に従事する職員 （入所者と接する可能性のある職員を幅広く対象とし、資格や職種、雇用形態等（正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣職員等）は問わない。）	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月1日～9月30日	1施設3回を上限（月1回程度）	2,534	1,914	620	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	<p>【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日</p> <p>【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日</p> <p>【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日</p>	週1回程度	同上	同上	同上	—
福岡市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	福岡市内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム 他） ・障がい者施設等（障がい者支援施設、共同生活援助事業所、放課後等デイサービス事業所 他） ・病院、診療所（一般診療所、歯科診療所）、助産所 	対象施設の従事者（事務職員、委託職員なども含む） 対象施設の新規入所者（医療施設の新規入院者、介護施設の通所サービス利用者 除く）	抗原定性検査	令和3年4月中～6月30日 ↓ 令和3年7月21日～当面の間	施設の従事者は希望する場合週1回程度（7/21～）、新規入所者は入所時に1回	6,772	2,680	1,254	2,838

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	定員100名以上の大規模高齢者福祉施設	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	定員100名以上の大規模高齢者福祉施設は週1回程度	75	75	—	—
北九州市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	北九州市全域	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、通所系・訪問系等の全ての在宅介護サービス 障害者支援施設、療養介護事業所、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、グループホーム、通所系（障害児を除く）・訪問系等の障害福祉サービス	従事者及び利用者	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年4月1日～令和4年3月31日	1施設ごとに1月1回程度	2,798	2,110	688	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	1施設ごとに2週間1回程度	同上	同上	同上	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
久留米市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	久留米市	ア. 市内介護施設等（入所、居宅、通所、訪問系全て含む） イ. 市内高齢者施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス） ウ. 障害者施設等（入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所） エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等 オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等（公立、私立）	施設従事職員	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日 ↓ 令和3年7月1日～9月30日	1施設週1回を上限として受検可	1,300	780	200	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日、8月2日～8月19日 【緊急事態措置】 令和3年8月20日～9月30日	同上	同上	同上	同上	—
長崎県	長崎市、佐世保市を除く地域	入所系高齢者施設等	職員	PCR検査	令和3年4月～6月	週1回を2回実施予定	784	691	93	—
長崎市	長崎市全域	・入所系の高齢者及び障害者施設 ・通所系の高齢者及び障害者施設 ・訪問系の介護保険事業所	施設の職員	抗原定性検査キットによる検査	令和3年5月上旬～3年6月	週1回を4回程度（定期的）	1,202	943	259	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
熊本県	熊本市を除く地域	入所系の高齢者施設及び障がい者施設	対象施設の従事者（職種、雇用形態等の種別は問わない）	個別検体によるPCR検査	令和3年5月29日～7月12日	1週間に1回程度	1,060	865	195	—
熊本市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	熊本市	高齢者施設及び障害者施設 ※ワクチン接種が完了した施設は対象外	対象施設の従事者（直接処遇職員等の種別は問わない）	個別検体によるPCR検査	令和3年4月1日～9月30日	1か月に1回	2,160	1,586	574	—
まん延防止等重点措置分	同上	入所系の高齢者施設及び障害者施設 ※ワクチン接種が完了した施設は対象外	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日、8月8日～9月30日	週1回程度	488	410	78	—
宮崎県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	宮崎市除く	高齢者施設	施設職員	PCR検査	感染が増加しつつあるとき	期間内に原則1回	136	136	—	—
まん延防止等重点措置分	日向市、門川町	高齢者施設及び障がい者施設	同上	同上	令和3年8月27日～9月12日	同上	98	83	15	—
宮崎市	宮崎市	①高齢者施設（入所施設） 介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、その他 ②障がい者施設（入所施設、通所系サービス） 障がい者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、通所系サービス	①直接処遇職員 ②直接処遇職員・事務職員	①抗原定性検査、PCR検査 ②PCR検査	令和3年5月～6月 ↓ 令和3年8月27日～9月30日	感染状況等を踏まえ設定	250	128	122	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
沖縄県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県全域	①介護サービス事業所・施設（30種別） ②障害者福祉サービス施設・事業所（30種別） ③重点医療機関、検査協力医療機関、診療・検査医療機関 ④慢性期病棟を有する医療機関、精神科病院	①、②：利用者と接触する職員（事務員、委託職員含む） ③新型コロナウイルス感染症患者等に対応する職員（事務員、委託職員含む） ④該当する病棟に従事する職員（事務員、委託職員含む）	原則、検体プール検査法による。ただし、検査効率化により、個別検体によるPCR検査とすることは可能とする。	令和3年4月1日～6月30日	期間中に1人当たり計3回の検査を実施する。検査間隔は、流行状況や検査機関の受入可能数を考慮して定める。	3,806	2,131	1,275	400
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市	①介護サービス事業所・施設（30種別）	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～5月22日 【緊急事態措置】 令和3年5月23日～9月30日	1～2週に1回を目途	2,107	1,411	896	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	宮古島市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～5月22日 【緊急事態措置】 令和3年5月23日～9月30日	同上	226	139	87	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～5月22日 【緊急事態措置】 令和3年5月23日～9月30日	同上	328	198	130	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。

集中的実施計画（令和3年9月30日時点の計画まで）

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	石垣市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日 ～5月22日 【緊急事態措置】 令和3年5月23日 ～9月30日	同上	108	70	38	—

（注）令和3年7月以降の集中的検査実施報告について、「計画期間」の変更のみの場合、都道府県等に対して変更した計画の提出を求めていることから、「計画期間」は実態を反映していないことがあり得る。